

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 10 | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 |
| ②事務の概要 | 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに杉並区任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 予防接種台帳管理システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、ワクチン接種記録システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法 ・第9条第1項 別表の14、126の項 ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という) (番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報照会の根拠) 25、26、27、28、29、153の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 杉並保健所保健予防課 |
| ②所属長の役職名 | 保健予防課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 郵便番号167-0051 東京都杉並区荻窪5-20-1 杉並区保健福祉部杉並保健所保健予防課保健予防係 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年2月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年2月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | |
|--|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | |

| | | |
|---|--|---|
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底しているほか、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|------------------------------|---|---|------|---|
| 平成28年11月30日 | I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠 | 1 番号法第19条第1項第7号及び別表第二第一覧が「市町村長」であって第二欄に「予防接種法」を含む項のうち本事務に該当するもの(17, 18, 19) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第13条 3 予防接種法 4 予防接種法施行令 ※第189回国会において成立した番号法の一部を改正する法律を受け、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されることを想定し、予防接種に係る内容を含める。 | 1 番号法第19条第1項第7号及び別表第二第一覧が「市町村長」であって第二欄に「予防接種法」を含む項のうち本事務に該当するもの(16の2, 17, 18, 19) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第13条 3 予防接種法 4 予防接種法施行令 ※第189回国会において成立した番号法の一部を改正する法律を受け、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されることを想定し、予防接種に係る内容を含める。 | 事前 | 平成27年9月の番号法改正により、提供する特定個人情報が増加されたため。 |
| 平成28年11月30日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 | 平成27年5月7日 時点 | 平成28年9月16日 時点 | 事前 | 年度経過 |
| 平成28年11月30日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年5月7日 時点 | 平成28年9月16日 時点 | 事前 | 年度経過 |
| 平成30年3月20日 | I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠 | 1 番号法第19条第1項第7号及び別表第二第一覧が「市町村長」であって第二欄に「予防接種法」を含む項のうち本事務に該当するもの(16の2, 17, 18, 19) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第13条 3 予防接種法 4 予防接種法施行令 ※第189回国会において成立した番号法の一部を改正する法律を受け、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されることを想定し、予防接種に係る内容を含める。 | 1 番号法第19条第1項第7号及び別表第二第一覧が「市町村長」であって第二欄に「予防接種法」を含む項のうち本事務に該当するもの(16の2, 17, 18, 19) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第13条 3 予防接種法 4 予防接種法施行令 | 事後 | 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令が改正されることとなったため。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------------------|---|--|------|--------------------------|
| 平成31年3月20日 | I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠 | 1 番号法第19条第1項第7号及び別表第二第一覧が「市町村長」であって第二欄に「予防接種法」を含む項のうち本事務に該当するもの(16の2, 17, 18, 19) 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府・総務省令第7号)第13条 3 予防接種法 4 予防接種法施行令 | 番号法第19条第1項第7号及び別表第二第一覧、第四欄が「市町村長」であって第二欄に、第三欄が「予防接種法」を含む項のうち本事務に該当するもの 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)(情報提供の根拠) 別表第二 16の2、16の3 主務省令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) 別表第二 16の2、17、18、19 主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 | 事後 | 法改正に伴う記載の整理 |
| 平成31年3月20日 | I 関連情報 7. 請求先 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係 | 事後 | 組織改正 |
| 平成31年3月20日 | I 関連情報 5. ② | 所属長 | 所属長の役職名 | 事後 | 様式変更 (項目名称変更) |
| 平成31年3月20日 | IV リスク対策 | — | IV リスク対策 | 事後 | 様式変更 (IV リスク対策追加) |
| 平成31年4月1日 | I 関連情報 7. 請求先 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係 | 事前 | 組織改正 |
| 令和2年12月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 予防接種法、杉並区小児任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。 | 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに杉並区小児任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。 | 事前 | 事務の追加 |
| 令和2年12月1日 | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル | (1)予防接種情報ファイル、(2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル | 予防接種情報ファイル | 事後 | 再実施(5年経過)に伴う記載の見直し |
| 令和2年12月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1 番号法第9条第1項及び別表第一の10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3 予防接種法 4 予防接種法施行令 | ・番号法 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 | 事前 | 再実施(5年経過)に伴う記載の見直し、事務の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|----------------------------|
| 令和2年12月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第1項第7号及び別表第二第一覧、第四欄が「市町村長」であって第二欄に、第三欄が「予防接種法」を含む項のうち本事務に該当するもの 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)(情報提供の根拠) 別表第二 16の2、16の3 主務省令 第12条の2、第12条の2の2(情報照会の根拠) 別表第二 16の2、17、18、19 主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 | ・番号法第19条第7号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠)16の2、16の3、115の2の項(別表第2における情報照会の根拠)16の2、17、18、19、115の2の項 | 事前 | 再実施(5年経過)に伴う記載の見直し、情報連携の追加 |
| 令和2年12月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何らか | 10万人以上30万人未満 | 30万人以上 | 事前 | 事務の追加により対象者数が増加したため |
| 令和2年12月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か | 平成28年8月22日 時点 | 令和2年6月15日 時点 | 事前 | 再実施(5年経過)に伴うしきい値判断 |
| 令和2年12月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か | 平成28年8月22日 時点 | 令和2年6月15日 時点 | 事前 | 再実施(5年経過)に伴うしきい値判断 |
| 令和2年12月1日 | IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | 基礎項目評価書及び重点項目評価書 | 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 事前 | 再実施(5年経過)に伴うしきい値判断 |
| 令和3年12月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称 | 予防接種台帳管理システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム | 予防接種台帳管理システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | システムの追加 |
| 令和3年12月1日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | ・番号法 第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 | 番号法 ・第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) | 事後 | 根拠条文の追加 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|---------------|
| 令和3年12月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号及び別表第2 | ・番号法第19条第8号及び別表第2 | 事後 | 法改正による条項ズレの修正 |
| 令和3年12月1日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か | 令和2年6月15日 時点 | 令和3年6月1日 時点 | 事後 | 年度経過 |
| 令和3年12月1日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か | 令和2年6月15日 時点 | 令和3年6月1日 時点 | 事後 | 年度経過 |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | (追加) | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事後 | |
| 令和5年2月1日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係 | 郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係 | 事後 | |
| 令和6年2月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに杉並区小児任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法並びに杉並区任意予防接種費用助成事業実施要綱に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するための事務。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事後 | 規程整備のため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|---|---|------|-----------|
| 令和6年2月14日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称 | 予防接種台帳管理システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、ワクチン接種記録システム(VRS) | 予防接種台帳管理システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、ワクチン接種記録システム(VRS) | 事後 | 機器更改のため |
| 令和6年2月14日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か | 令和3年6月1日 時点 | 令和6年2月1日 時点 | 事後 | 年度経過 |
| 令和6年2月14日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か | 令和3年6月1日 時点 | 令和6年2月1日 時点 | 事後 | 年度経過 |
| 令和7年3月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法 ・第9条第1項 別表第1の10、93の2の項 | 番号法 ・第9条第1項 別表の14、126の項 | 事後 | 法改正 |
| 令和7年3月10日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第2における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19、115の2の項 | ・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という) (番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報提供の根拠) 25、26、153、154の項 (番号法第19条第8号に基づく主務省令の表における情報照会の根拠) 25、26、27、28、29、153の項 | 事後 | 法改正 |